平成２７年度
広島市家庭用燃料電池設置補助金の手引き

広島市では、地球温暖化対策として家庭におけるエネルギー利用のスマート化を推進するため、住宅に家庭用燃料電池の設置等を行う個人に対して補助金を交付します。

１　交付対象

補助金の交付対象は、次のいずれかです。

（１）住宅に家庭用燃料電池を設置する工事　※ 設置工事の着工前に申請が必要です。

（２）家庭用燃料電池が設置された住宅を購入 ※ 購入する住宅の代金を支払う前に申請が必要です。

２　対象者

補助金の交付を受けることができる方は、次のいずれにも該当する個人です。

（１）広島市の区域内に住所を有する個人（実績報告時に住所を有する場合を含む。）

（２）広島市税を滞納していない個人

（３）次のいずれかに該当する個人

① 一戸建住宅、共同住宅及び分譲共同住宅の所有者であって、自らが居住する当該住宅に家庭用燃料電池を設置する個人

② 一戸建住宅、共同住宅及び分譲共同住宅の所有者であって、賃貸する当該住宅に家庭用燃料電池を設置する個人

③ 一戸建住宅、共同住宅及び分譲共同住宅の賃借人であって、当該住宅の自らが居住する部分に家庭用燃料電池を設置する個人

（４）一戸建住宅等に補助金の交付申請を行う個人以外の所有者（※）がいる場合は、住宅に家庭用燃料電池を設置することについて、事前に当該個人以外の所有者の同意を得てください。

※分譲共同住宅の場合は、「所有者」を「区分所有者」に読み替えてください。

※⑶①②、⑷の「住宅に家庭用燃料電池を設置する」には「家庭用燃料電池が設置された住宅を購入」を含みます。

３　対象機器

補助金の交付の対象となる機器は、一般社団法人燃料電池普及促進協会による民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象システムとして指定された未使用の家庭用燃料電池です。ただし、１台当たりの機器費及び工事費の合計額が２０万円以上のものに限ります。

４　補助金額・募集台数

（１）補助金額　５万円／台

（２）募集台数　３００台

５　申請受付期間

平成２７年8月3日（月）から平成２７年１２月１５日（火）まで

※最終日は、当日消印有効です。

※申請受付期間内であっても募集台数に達した場合は、受付を締め切ります。

（申請先・お問い合わせ先）

〒７３０－８５８６　広島市中区国泰寺一丁目6番３４号

広島市環境局温暖化対策課　TEL　０８２-５０４-２１８５　FAX ０８２-５０４-２２２９

制度の詳細や申請書等の様式は、広島市ホームページからダウンロードできます。

広島市ホームページ▶くらし・手続き▶ごみ・環境▶地球温暖化▶地球温暖化対策

６　手続の流れ

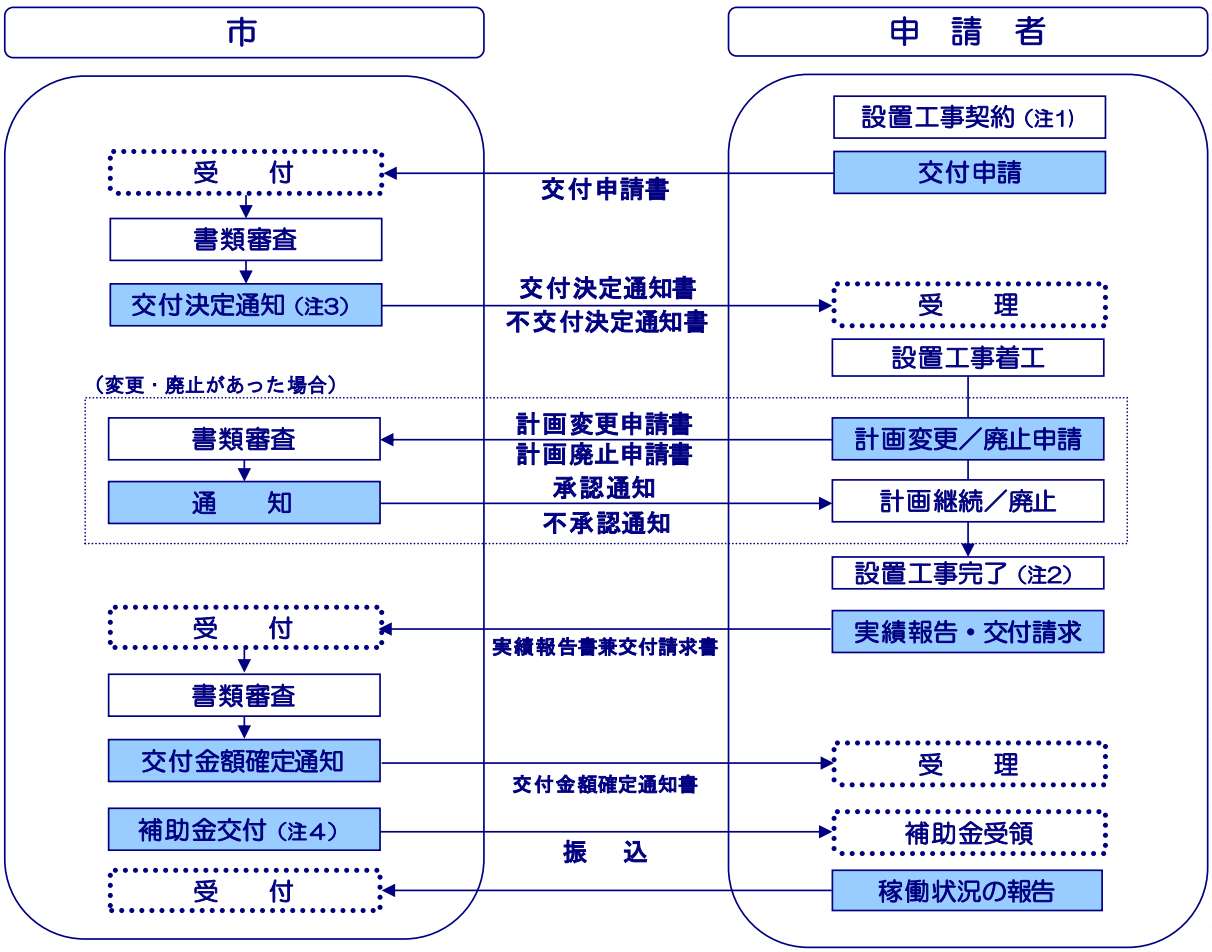

（注1）「家庭用燃料電池が設置された住宅を購入」する場合は、「設置工事契約」を「住宅売買契約」に読み替えてください。
（注2）「設置工事完了」とは、次のとおりです。
　○「住宅に家庭用燃料電池を設置する工事」の場合は、設置工事が完了し、機器費及び工事費を支払い、領収書を取得したとき。
　○「家庭用燃料電池が設置された住宅を購入」する場合は、住宅の代金を支払い、領収書を取得したとき。
（注3）交付申請に基づく書類審査には、受付から14日間程度必要です。申請は余裕を持って行ってください。
（注4）補助金の交付は、交付金額確定通知から30日以内です。

７　補助金交付申請

（1）交付申請方法

広島市家庭用燃料電池設置補助金交付申請書（第１号様式）及び添付資料を、次の宛先に郵送してください。

広島市環境局温暖化対策課
〒730−8586　　広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

○注意○

補助金の交付決定通知書に記載された交付決定日前に、設置工事を着工（※）した場合は、補助金の交付を受けることはできませんので、ご注意ください。

※「家庭用燃料電池が設置された住宅を購入」する場合は、「住宅の代金を支払い、領収書を取得したとき」と読み替えてください。

（2）提出書類

① 広島市家庭用燃料電池設置補助金交付申請書（第１号様式）

② 工事請負契約書等の写し

・工事請負契約書（家庭用燃料電池が設置された住宅を購入する場合は、売買契約書）の写し又は注文書及び注文請書の写しを提出してください。

③ 家庭用燃料電池の機器費及び工事費の内訳が明記されている書類

・家庭用燃料電池の機器費及び工事費に係る費用が明記された工事費内訳書の写し等の書類を提出してください。

・機器費及び工事費は、一般社団法人燃料電池普及促進協会による民生用燃料電池導入支援補助金における補助対象経費の機器費及び工事費の内容と同様です。

④ 家庭用燃料電池の仕様が明記されている書類

・家庭用燃料電池の製造事業者名、燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号が明記されている取扱説明書等の写し（製造事業者名及び品名番号が確認できるページのみで可）を提出してください。

⑤ 家庭用燃料電池を設置する住宅の案内図

・住宅地図等、家庭用燃料電池を設置する住宅の位置が分かる地図を提出してください。

⑥ 家庭用燃料電池の設置前の現況写真

・次のいずれかに該当する家庭用燃料電池の設置前の現況を示すカラー写真を提出してください。

○ 新築住宅に家庭用燃料電池を設置する工事で申請時に住宅がない場合は、建設予定地の写真

○ 既築住宅に家庭用燃料電池を設置する工事の場合は、家庭用燃料電池を設置する場所及び家庭用燃料電池を設置する住宅の全景

○家庭用燃料電池が設置された住宅を購入する場合は、提出不要

・写真の大きさは縦８２mm以上、横１１７mm以上で、Ａ４の工事用アルバム等にとじたもの、若しくはＡ４の印画紙等に直接印刷したものを提出してください。

⑦ 広島市税の納税証明書（「市税について滞納がない旨」の証明書）※H27.8.14更新

・市税事務所、税務室、出張所等において、『納税（納付・納入）証明請求書』の「⑤必要な納税（納付・納入）証明書の種類を記入してください。」の項目について「7 市税について滞納がない旨」、「(2) 上記以外」にチェックを入れ、「提出先が広島市→その局（課）名」に「環境局温暖化対策課」と記入するほか、必要事項を記入した上で申請を行い、納税証明書の交付を受けてください。

・申請には運転免許証等の本人確認ができる書面が必要なほか、手数料として350円が必要です。
（申請手続きの詳しい内容については、市税事務所等で、ご確認ください。）

・申請日前の3か月以内に交付された原本を提出してください。

・広島市への転入時期により、納税証明書が交付されない場合は、**納税証明書の不添付理由書（第１１号様式）**に必要事項を記入した上で、提出してください。

⑧ 住民票の写し

・納税証明書に記載された住所により、家庭用燃料電池を設置する住宅の住民であることが確認できる場合は、提出不要です。

・上記以外の場合は、区役所市民課、出張所等において、『住民票の写し等の請求書・申出書』の「使用目的はなんですか」の項目について「補助金の交付申請に添付するため」と記入するほか、必要事項を記入した上で申請を行い、住民票の写しの交付を受けてください。

・申請には運転免許証等の本人確認ができる書面が必要なほか、手数料として300円が必要です。
（申請手続きの詳しい内容については、区役所市民課等で、ご確認ください。）

・申請日前の3か月以内に交付された原本を提出してください。

・申請日以後に家庭用燃料電池を設置する住宅に転居する場合は、**覚書（第１２号様式）**を提出してください。

⑨ 住宅所有者の同意書（第10号様式）

・家庭用燃料電池を設置する住宅に申請者以外の所有者がいる場合は、提出してください。

⑩ 賃貸借契約書の写し

・申請者が住宅を賃借している場合に提出してください。

⑪ その他市長が必要と認める書類

（3）受付

申請の受付は、郵送の消印日を基準に先着順に行います。

申請受付期間内の申請であっても当該年度に受け付けた台数が、募集台数に達した場合は、達した日（以下「受付終了日」という。）をもって受付を終了します。

なお、受付終了日に提出された申請については、抽選により、受け付ける申請を決定します。

8　補助金交付の決定・設置工事の着工

（1）交付の決定

受付を行った申請書等は、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、その旨を**広島市家庭用燃料電池設置補助金交付決定通知書（第2号様式）**により通知します。

また、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その旨を**広島市家庭用燃料電池設置補助金不交付決定通知書（第3号様式）**により、通知します。

※審査期間は、申請書に不備がない場合で14日間程度を要します。

（2）設置工事の着工

設置工事の着工(※)は、広島市家庭用燃料電池設置補助金交付決定通知書に記載された交付決定日以降に実施してください。

※「家庭用燃料電池が設置された住宅を購入」する場合は、「住宅の代金を支払い、領収書の取得」と読み替えてください。

9　計画変更・廃止

（1）計画の変更

補助金の交付決定後に、設置する機器を変更する場合や機器費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）を10%以上変更する場合は、**広島市家庭用燃料電池設置計画変更申請書（第4号様式）**を提出してください。

機器費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）の変更が10%未満の場合は提出不要ですが、機器費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）が20万円未満となる場合は、補助金の交付対象外となります（「3 対象機器」を参照）。

（2）計画の廃止

補助金の交付決定後に、計画を廃止する場合や申請した機器費及び工事費の合計額（消費税を含まない額）が20万円未満となる場合には、**広島市家庭用燃料電池設置計画廃止申請書（第5号様式）**を提出してください。

10　実績報告・交付請求

（1）実績報告及び交付請求方法

設置工事の完了後、その完了の日から40日又は平成28年1月29日（金）までに**広島市家庭用燃料電池設置補助金実績報告書兼交付請求書（第6号様式）**及び添付資料を、郵送により提出してください。

※最終日は、当日消印有効です。

≪設置工事の完了について≫

（1）住宅に家庭用燃料電池を設置する工事の場合

設置工事が完了し、家庭用燃料電池の機器費及び工事費を支払い、領収書を取得したとき

（2）家庭用燃料電池が設置された住宅を購入する場合

家庭用燃料電池が設置された住宅の代金を支払い、領収書を取得したとき

（2）提出書類

① 広島市家庭用燃料電池設置補助金実績報告書兼交付請求書（第６号様式）

② 家庭用燃料電池に係る領収書の写し

・家庭用燃料電池の機器費及び工事費の合計額を交付申請時から変更したときは、変更後の費用が明記されている書類を別途、提出してください。

③ 家庭用燃料電池の保証書の写し

・家庭用燃料電池の製造事業者名及び品名番号が明記されている保証書の写しを提出してください。

④ 家庭用燃料電池の設置後の現況写真

・家庭用燃料電池の設置後の現況を示す次に掲げるカラー写真

○ 家庭用燃料電池の全景の写真

○ 家庭用燃料電池の燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの品名番号及び製造番号が確認できる銘板の写真

○ 家庭用燃料電池が設置された住宅の全景の写真

・写真の大きさは縦８２mm以上、横１１７mm以上で、Ａ４の工事用アルバム等にとじたもの、若しくはA４の印画紙等に直接印刷したものを提出してください。

⑤ 住民票の写し

・交付申請時に添付していない場合に提出してください。ただし、交付申請時に提出した納税証明書に記載された住所により、家庭用燃料電池が設置された住宅の住民であることが確認できる場合は、提出不要です。

⑥ その他市長が必要と認める書類

１１　補助金の交付

（1）補助金交付金額確定通知

提出された実績報告書兼交付請求書等の内容等について審査し、補助金の交付決定の内容やその条件に適合していると認めるときは、**広島市家庭用燃料電池設置補助金交付金額確定通知書（第７号様式）**により、補助金交付決定を受けた申請者に通知します。

（2）補助金の交付

補助金の交付は、交付金額確定通知から３０日以内に、提出された実績報告書兼交付請求書に記載された金融機関口座に振り込むことによって行います。

なお、指定する金融機関口座は、申請者本人名義のものに限ります。

１２　その他

（1）財産の管理

補助金の交付を受けた方は、補助金の交付を受けて設置した家庭用燃料電池を、設置工事の完了(※)の日から６年以内に市長の承認を受けずに除却し、廃棄し、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしないでください。６年以内にこれらの行為を市の承認なく行った場合には、補助金交付決定を取り消し、**広島市家庭用燃料電池設置補助金交付決定取消通知書（第８号様式）**により通知し、補助金の返還を求める場合があります。

※「家庭用燃料電池が設置された住宅を購入」する場合は、「住宅の代金を支払い、領収書を取得」と読み替えてください。

（2）広島市への協力

補助金の交付を受けた場合、次に掲げる事項の実施協力をお願いします。

○ 家庭用燃料電池を設置した翌月から1年間における電気使用量等について、**広島市家庭用燃料電池稼働状況報告書（第９号様式）**により報告すること。

○ 広島市又は広島市地球温暖化対策地域協議会が実施する事業に参加すること。

（3）その他

○ 一の申請者は、一の年度に一の住宅の家庭用燃料電池に限り、補助金の交付を受けることができます。

○ 一の家庭用燃料電池に対する補助金の交付は、１回に限ります。

○ 要綱により様式を定めた申請書等に押印する申請者の印鑑は、全て同じものを使用してください。

○ 提出する申請書等は、全て黒のボールペンで記入してください（消せるボールペン不可）。

○ 受付を行った申請書等の提出書類は、審査の結果に関わらず、返却いたしません。